

# 山梨市出産・子育て応援事業のお知らせ

市では、妊娠期から出産・子育てまで継続して、妊婦さんや子育て家庭に寄り添い、身近で相談ができる「相談支援」と「経済的支援（出産・子育て応援ギフト）」をあわせて行い、それぞれのご家庭に応じた必要な支援をすることを目的に出産・子育て応援事業を実施します。

## 【事業のながれ】

- ① 母子健康手帳交付時に、アンケートに回答し、申請書を提出してください。
  - ・妊婦ご本人が保健師と面談し、妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等を一緒に確認します。
  - ・医療機関を受診し、診察を受けて妊娠を確認している方が対象です。⇒【出産応援ギフト】国の「妊婦のための支援給付金」として5万円+本市上乗せ1万円を支給
- ② 妊娠後期（24週～36週がめやす）に、助産師の訪問を受けてください。
  - ・子育てガイドを活用し、産前産後の過ごし方等を一緒に確認します。
  - ・アンケートに回答します。
- ③ 出産後2か月以内に、助産師の訪問を1～2回を受けてください。
  - ・出産後は赤ちゃんのことなど、ご心配なことが増える時期です。お伺いする助産師に、体調や体のことを相談することができます。
- ④ 出産後（生後2～3か月頃）に、保健師の訪問を受けてください。
  - ・子育てガイドに沿って、産後ケア等の利用できるサービスの紹介や育児についての支援をします。
  - ・アンケートに回答します。
  - ・申請書を提出してください。⇒【子育て応援ギフト】国の「妊婦のための支援給付金」5万円+  
本市上乗せ第一子目5万円、第二子目は10万円、第三子目以降20万円を支給



**※①～④を実施し、必要時、関係機関等と、個人情報の共有に関する同意をいただいています。**

※審査後の支給となりますので、申請書を提出してから振り込みまでには2～3か月かかります。

支給が決定した方には、「支給決定通知書」を郵送しますので、ご確認ください。

※母子健康手帳交付後に市外へ引っ越す方は、山梨市から「出産応援ギフト」を支給します。

母子健康手帳交付後に山梨市に転入した方は、山梨市から「妊婦のための支援給付金」を支給します。

※里帰り出産を予定している方は、地区担当保健師までご相談ください。

※流産・死産・人工中絶の場合も、国の「妊婦のための支援給付金」対象です。金額は異なることがありますので下記までご相談ください。

※子育て応援ギフトにおける対象児童の出生順位については、山梨市の住民基本台帳上の同一世帯に属する児童の中での生年月日順となります。

## 【問い合わせ先】

こども・子育て課 こども・子育て支援担当

電話0553-22-1111 内線1171～1174